

平成31年 2月14日提出

平成31年2月市議会定例会

説明書・参考

〔 報告第1号 〕

島 田 市

説 明 書

報告第1号 専決処分の報告について（島田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例）

平成29年5月に公布された学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、学校教育法を引用する条文について整理するものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第1号 専決処分の報告について（島田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例）	
◇新旧条文対照表	----- 1

新 条 文

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 省略

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3)

（ 省略

(5)

対 照 表

旧 条 文
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第 4 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)</p> <p>（ 省略</p> <p>(5)</p>